

資料 2 - 1

都市計画審議会資料
令和 4 年 12 月 12 日
都 市 計 画 部
景観・まちづくり課

新宿区景観まちづくり計画の改定について

新宿区景観まちづくり計画については、平成 21 年 4 月の策定から 10 年以上が経過し、社会情勢の変化やまちの現況の遷り変わりなど、景観行政を取り巻く環境に変化が生じている。

この度、景観まちづくり審議会での本計画改定に関する検討結果を踏まえ、新宿区景観まちづくり計画 改定原案を作成したため、景観法第 9 条の規定に基づき付議する。

1 新宿区景観まちづくり計画 改定原案について

(1) 目的

新宿区景観まちづくり計画等は、新宿区の多様な地域特性に応じた、新宿にふさわしい、賑わいと潤いのある景観形成の推進を目的としている。

(2) 構成

①新宿区景観まちづくり計画

ア) 根拠 景観法第 8 条

イ) 概要 良好な景観形成に関する計画として、景観行政団体が定める計画。「東京都景観計画」で示された基本的な考え方を踏まえたうえで、新宿区の景観まちづくり推進施策を含んだ内容になっている。

※景観法第 9 条に基づき都市計画審議会、景観まちづくり条例第 8 条に基づき景観まちづくり審議会の意見を聞くこととされている。

②新宿区景観形成ガイドライン

ア) 根拠 新宿区景観まちづくり条例第 9 条

イ) 概要 地域の景観特性に応じたきめ細かな景観誘導を行うための指針。

※景観まちづくり条例第 9 条に基づき景観まちづくり審議会の意見を聞くこととされている。

(3) 景観まちづくり計画の改定内容

①現況のまちの変化への対応

- ・超高層ビルの景観形成方針の見直し

②新たな視点や考え方の追加

- ・新宿らしい景観づくりに関する視点の追加
- ・夜間の景観形成方針の追加
- ・公共空間の景観形成方針の追加
- ・屋外広告物の景観形成方針の見直し

前回（第 210 回新宿区都市計画審議会）以降の主な変更点は

資料 2-2：主な対応一覧

その他詳細は

資料 2-3：新宿区景観まちづくり計画 改定の概要

資料 2-4：新宿区景観まちづくり計画 改定原案

参考資料：新宿区景観形成ガイドライン 改定原案

のとおり。

2 今後のスケジュール（予定）

令和5年 1月 景観まちづくり審議会 審議
4月 「新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン」施行

(参考)

これまでの経緯

令和2年10月	景観計画検討小委員会※ 設置
令和2年11月～令和3年 2月	景観計画検討小委員会 開催（計4回）
令和3年 3月	第71回景観まちづくり審議会 改定方針の決定
令和3年 4月～令和3年10月	景観計画検討小委員会 開催（計4回）
令和3年10月	第72回景観まちづくり審議会 改定素案の中間報告
令和3年12月	令和3年度第5回景観計画検討小委員会
令和4年 4月	第74回景観まちづくり審議会 改定素案の取りまとめ
令和4年 7月	第210回都市計画審議会 改定原案の中間報告
令和4年10月	第76回景観まちづくり審議会 改定原案の中間報告

※景観計画検討小委員会…新宿区景観まちづくり条例第31条に基づいて設置し、景観まちづくり審議会の会長が指名する学識経験者4名により、新宿区景観まちづくり計画・新宿区景観形成ガイドライン改定の審議にあたり、専門的見地から調査・検討を行う。